



2 前項の規定により新令の規定が適用されるまでの小学校、中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部の理科、算数及び数学に関する教育のための設備の基準に関する細目については、なお従前の例による。

**附則（令和三年八月二三日文部科学省令第三八号）**

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令（以下「新令」という。）の規定は、令和四年度分の国庫補助金から適用する。

2 前項の規定により新令の規定が適用されるまでの高等学校及び特別支援学校の高等部の理科及び数学に関する教育のための設備の基準に関する細目については、なお従前の例による。

**別表** 第一 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	
体積測定用具	
重さ測定用具	
時間測定用具	
温度測定用具	
電気測定用具	
実験機械器具	
物と重さの学習用具	
風とゴムの学習用具	
光の学習用具	
磁石の学習用具	
音の学習用具	
生物の飼育・栽培用具	
空気と水の学習用具	
熱の学習用具	
光電池の学習用具	
電気の学習用具	
天体の学習用具	
人体の学習用具	
気象の学習用具	
環境の学習用具	
土地の学習用具	
この学習用具	
空気の学習用具	
土地の学習用具	
この学習用具	
空気の学習用具	
定温器	
保管庫	
顕微鏡	
実験支援器具	
教材作成用具	
野外観察調査用具	
薬品処理装置	
定温器	
保管庫	
顕微鏡	
実験支援器具	
教材作成用具	
野外観察調査用具	
薬品処理装置	
定温器	
保管庫	
顕微鏡	
実験支援器具	
教材作成用具	
野外観察調査用具	

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	
体積測定用具	
重さ測定用具	
時間測定用具	
温度測定用具	
電気測定用具	
実験機械器具	
物と重さの学習用具	
風とゴムの学習用具	
光の学習用具	
音の学習用具	
磁石の学習用具	
生物の飼育・栽培用具	
空気と水の学習用具	
熱の学習用具	
光電池の学習用具	
電気の学習用具	
天体の学習用具	
人体の学習用具	
気象の学習用具	
環境の学習用具	
土地の学習用具	
この学習用具	
空気の学習用具	
定温器	
保管庫	
顕微鏡	
実験支援器具	
教材作成用具	
野外観察調査用具	

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	
体積測定用具	
重さ測定用具	
時間測定用具	
温度測定用具	
電気測定用具	
実験機械器具	
物と重さの学習用具	
風とゴムの学習用具	
光の学習用具	
磁石の学習用具	
音の学習用具	
生物の飼育・栽培用具	
空気と水の学習用具	
熱の学習用具	
光電池の学習用具	
電気の学習用具	
天体の学習用具	
人体の学習用具	
気象の学習用具	
環境の学習用具	
土地の学習用具	
この学習用具	
空気の学習用具	
定温器	
保管庫	
顕微鏡	
実験支援器具	
教材作成用具	
野外観察調査用具	









顕微鏡	图形実験実習器具
実験観察記録用具	確率・統計実験実習器具
物質とその変化の実験用具	知的特別支援学校の中学校部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目
保管庫	品目
定温器	数量
教材作成用具	2組
実験支援器具	2組
野外観察調査用具	2組
薬品処理装置	2組
標本	2組
模型	2組
機械の模型	2組
大地の模型	2組
植物の模型	2組
動物の模型	2組
人体の模型	2組
第十五 中学校の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目	品目
提示説明器具	数量
数・式説明器具	2組
图形説明器具	2組
関数説明器具	2組
確率・統計説明器具	2組
実験実習器具	2組
图形実験実習器具	2組
計算器具	2組
確率・統計実習器具	2組
第十六 視覚特別支援学校の中学校部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目	品目
提示説明器具	数量
数・式説明器具	2組
图形説明器具	2組
関数説明器具	2組
確率・統計説明器具	2組
実験実習器具	2組
图形実験実習器具	2組
計算器具	2組
確率・統計実習器具	2組
第十七 聴覚特別支援学校の中学校部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目	品目
提示説明器具	数量
数・式説明器具	2組
图形説明器具	2組
関数説明器具	2組
確率・統計説明器具	2組
実験実習器具	2組
图形実験実習器具	2組
計算器具	2組
確率・統計実験実習器具	2組
第十九 肢体等特別支援学校の中学校部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目	品目
提示説明器具	数量
数・式説明器具	2組
图形説明器具	2組
関数説明器具	2組
確率・統計説明器具	2組
実験実習器具	2組
图形実験実習器具	2組
計算器具	2組
確率・統計実験実習器具	2組
第二十 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。別表第二十五において同じ。）の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目	品目
計量器	数量
長さ測定用具	4組
体積測定用具	4組
質量測定用具	4組
時間測定用具	4組
温度測定用具	4組
電気測定用具	4組
実験機械器具	4組
運動の実験用具	4組
波動実験用具	4組
音の実験用具	4組
光の実験用具	4組
熱エネルギー実験用具	4組
真空実験用具	4組
気体の性質実験用具	4組
電界と電位実験用具	4組
電流と磁界実験用具	4組
実験実習器具	4組
確率・統計説明器具	4組
関数説明器具	4組
图形説明器具	4組
提示説明器具	4組







